

## 聖籠町農業委員会規程第1号

聖籠町農業委員会公印規程を次のように定める。

平成30年1月26日

聖籠町農業委員会 会長 吉田 春雄

(目的)

第1条 この規程は、聖籠町農業委員会における公印の管理、使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 聖籠町農業委員会印
- (2) 聖籠町農業委員会会長印

(公印の名称及び規格等)

第3条 公印の名称、書体、寸法、個数、用途及び保管責任者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2に掲げるとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、事務局長がその事務を統括するものとする。

- (1) 公印の登録に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 公印の新調、改刻及び廃止に関すること。
- (4) その他公印に関すること。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、公印の管理、使用その他の取扱いに関し必要な事項については、聖籠町公印規程（平成2年聖籠町訓令第5号）の例による。

附 則

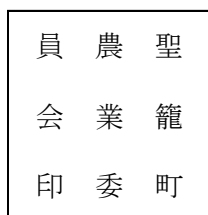
この規程は、公布の日から施行する。

別表第1

ひな 形 番号	名称	書体	寸法 (ミリメ ートル)	個数	用途	保管責任者
1	聖籠町農業 委員会印	てん 書	正 方 形 30	1	委員会名をも つてする文書	農業委員会 事務局長
2	聖籠町農業 委員会長印	てん 書	正 方 形 18	1	会長名をもつ てする文書	農業委員会 事務局長

別表第2

1



2

